

2021年2月12日

経済産業省商務情報政策局情報経済課御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
個人データ保護専門委員会

「我が国のAI ガバナンスの在り方 ver. 1.0
(AI 社会実装アーキテクチャー検討会 中間報告書)」に関する意見

該当箇所	意見内容	理由
全般	<p>「我が国にとって望ましいAI ガバナンス」については、中間報告書として現時点での整理が示されたものであり、その方向性・内容に賛同します。また、現在進行形で発展中であるAI 技術の社会実装を推進するためには、技術の発展に応じたリスクベースのマネジメントが望ましいと考えますので、主にAI システムの提供者においては自主的な取り組みが進みつつあることにも鑑みまして、我が国のAI ガバナンスのあり方として、法的拘束力のある横断的な規制を導入せず、柔軟な対応を前提とする法的拘束力のないガイダンスを前提としたアプローチを採用することに賛同いたします。</p> <p>今後、この中間整理をベースに、多様な視点からの検討に基づき十分に具体化（欧州AI 白書と同等以上の具体性を有することが望ましいと考えます）されることを期待します。</p>	(意見内容に含む)

<p>全般</p>	<p>本報告書およびガイドラインに基づき AI ガバナンスを実践すべき主体が誰であるか（また、存在するのであればガバナンスの対象となる客体）を明示的に記載にすべきと考えます。報告書の文脈上、企業における取り組みが主であるように見受けられますが、企業のみならず、他のどのような団体・個人において AI ガバナンスを実践すべきか（ガイドラインの読み手は誰か）を明らかにすることが、より着実な AI ガバナンスの実践に繋がると考えます。</p> <p>とくに、（1）企業が取り組む場合であっても、BtoC 企業（AI システムの利用者）がその利用する AI システムを BtoB 企業（AI システムの開発者、提供者）から提供を受ける場合等においては、AI システムのサプライチェーンにおいて各当事者が直面する技術や倫理等の課題は当然に異なるため、各当事者が確保すべき AI ガバナンスの内容は当然に異なるものとなりますので、当事者の置かれる状況の違いに応じたガバナンス・ガイドラインの整理を期待します。また、（2）AI ガバナンスについては AI ベンダ側での議論が先行しているように思われますが、AI を利用する企業側がどのように利用するかという議論が醸成されなければ、AI そのものの活用が促進されないように思われますので、ユーザ企業内の AI リテラシー向上の取り組みを支援するような事柄が中間的ガイドラインに記載されると良いのではないかと考えます。</p> <p>例えば、AI システムの最終利用者（消費者等）に対して AI システムを含むサ</p>	<p>（意見内容に含む）</p>
-----------	---	------------------

	<p>ービスを提供するのは一義的には BtoC 企業であることから、AI システムの提供者たる BtoB 企業単独でのガバナンスには限界があり、BtoC 企業との協調により AI ガバナンスを確保する必要があると考えます (AI システムは、原理上、提供者において完全な品質を担保することが困難であり、AI システムの算出する結論は最終利用者や BtoC 企業が入力するデータに依存することが多いことから、これに対するガバナンスは主に BtoC 企業においてマネジメントする必要があること。一方、BtoB 企業においては、BtoC 企業におけるガバナンスの確保のために AI システムの透明性に配慮すること)。なお、脚注 67 の内容は日本のビジネス環境の状況に密接に関連するため、脚注でなく本文に取り込むのが分かりやすいと考えます。</p>	
<p>p. 4 お よ び p. 17-18</p>	<p>国際的な地域ごとに独特の規制が乱立することは、日本企業のグローバル事業を阻害しかねないことから、国際的な調和の観点を重視することは理解します。</p> <p>ただし、過度の画一性を追求することには慎重であるべきであり、すべての AI 原則をグローバルに画一的に統一することを目指すよりは、それぞれの地域・文化の価値観を尊重した AI 原則とすべきと考えます。</p> <p>すなわち、AI 原則に含まれる価値観は地域・文化によって、さらに地域内であっても相違があると考えます。一方で、AI サービスはグローバルに国境を越えて展開されることがありうるものであることから、国際的競争力が強いサー</p>	<p>(意見内容に含む)</p>

	<p>ビス提供者の有する価値観のみが反映され、利用者の属する地域・文化の価値観と衝突することが懸念されます。我が国としても他国の価値観をそのまま受け入れるのではなく、我が国においてひろく受容されている価値観を踏まえた AI 原則および AI ガバナンスのあり方を定立すべきと考えます（AI 原則に含まれるいくつかの項目、例えば公平性、公正性、包摂性、透明性、アカウントビリティ等については地域・文化による一定の相違があり、AI 原則が本質的に包含する多元性を踏まえる必要があると考えます）。</p> <p>また、上記を確保するため、地域・文化による価値観の相違に基づく衝突が生じたときには、個々の利用者による解決は困難であることが想定されることから、政府間の協議等による解決を図ること望ましいと考えます。</p>	
<p>p. 6 および p. 19</p>	<p>AI ガバナンスの設計にあたり、p. 6 では国際的には「リスクベース・アプローチで対応すべき」とされているところ、p. 19 では我が国の AI ガバナンスのあり方として「ゴールベース型」のガバナンス構造を目指すものとされています。「リスクベース」と「ゴールベース」の異同については、本書では明確な記載はありませんが、同じものを指すのか、異なるものを指すのか、明確化すべきと考えます。同じ場合、同じ語を用いるのが望ましいと考えます。また、異なる場合は、その違いを明示したうえで、我が国において他国とは異なる「ゴールベース型」を採用することがより望ましい理由を示すことが、よりよい AI</p>	<p>(意見内容に含む)</p>

	ガバナンスを目指す上で必要と考えます。	
p. 14	米国におけるAI面接の事例が挙げられていますが、日本企業においてもAI面接サービス事業が検討されています。面接を録画した動画に対してAIを用いる場合の指針を、Trustworthy AI(信頼できるAI)の観点で、中間的なガイドライン等の中でケースベースでご検討いただくことを希望します。	AI 面談サービスの事業化推進には、Trustworthy AI(信頼できるAI)が社会受容性を高めるキーであると考えます。
p. 17	2. D. (2). C 記載の国際標準の動向に関し、我が国はAI国際標準化において主導的な地位にあるものと理解していません。本報告書の内容についても国際的な趨勢と調和していることを示すことが、AI ガバナンスの実践に当たる企業としても、本報告書やガイドラインをもとにしたAI ガバナンスの実践により国際的な水準のAI ガバナンスを達成できることが明らかとなるため、より望ましいと考えます。	(意見内容に含む)
p. 20. 3. B.	「AI ガバナンスの議論では、マルチステークホルダーが対話しながら協力していくことが必要不可欠である。」とあります。『人間中心のAI 社会原則』から引用されたこの文は、この報告書の根幹の一つであると考えます。日本の企業ガバナンスの特徴を活かすことを目的とするならば、企業間または企業とステークホルダーとの間の丁寧な対話	(意見内容に含む)

	<p>の存在が日本の強みであり、この報告書はそこを促進する助けとなることが望ましいと考えます。</p> <p>一概に企業やステークホルダーと言っても、AI システムを開発し、運用・サービスする上では様々な役割を持つものがあり、それを明確化して述べる必要があります。例えば、役割分担には以下の視点が挙げられると考えます。</p> <p>視点(a) AI サービスの提供者と利用者 視点(b) AI システムの開発者・運用者が複数に分かれる場合 視点(c) AI サービスの提供者(AI システム発注者)とAI システムの開発者(受注者) 視点(d) AI サービスの提供者と AI システムの運用者が別の場合</p> <p>この報告書は、主にサービスを提供する企業とサービスを利用する消費者の視点(a)で書かれており、また、p.21 3. B. (2)「本検討会とヒアリングにおける指摘」節には、【また、企業間取引における共通認識の形成の重要性も指摘されている。データの提供も含め、AI システムの開発や運用が1社で閉じることは少ない。そのため、AI システムの開発システムの開発や運用のプロセスに関して、複数企業間で認識を共有することが求められている。】とあり、視点(b)についても記述があります。しかし、視点(c)は存在を意識した記述は見受けられるものの、明確に二者を定義した記述がなく、明確化が必要と考えます。また、視点(d)についても触れる</p>	
--	--	--

	必要があると考えます。	
p. 25	p. 25 の図に関し、「大規模企業」においては「AI マネジメント」が求められるような記載がありますが、この「AI マネジメント」が何であるか、明らかにしていただきたく存じます。また、小規模企業においては「AI マネジメント」に関する記載がありません。これは、AI マネジメントは小規模企業においては不要であるという趣旨と考えますが、その旨の説明と、不要である理由について明示することで、大規模企業において求められる AI ガバナンスと、小規模企業において求められる AI ガバナンスとの相違が明確化するものと考えます。	(意見内容に含む)
p. 26	(1) 法的拘束力のない 企業ガバナンス・ガイドラインの「事例レベルの具体的なガイダンス」「非拘束の中間的なガイドライン」について賛成します。	自社内、取引相手への説明のより所となるためです。
p. 27	【AI に関するガイドラインの作成にあたっては、(中略) デジタル時代のガバナンスに関する他のガイダンスと整合的である必要がある】と記述されているとおり、AI システムを構築するために必要となるデータ（主にいわゆる AI 学習用データ）に関する規律についても、AI システムにおけるデータ利用に	(意見内容に含む)

	<p>特化した新たな法的拘束力のある横断的な規制を導入するのではなく、既存の法令を前提としつつ、AI システムに特有の部分について特有の規律が必要な場合は、非拘束的なガイドラインのもとでゆるやかに規律が実現されるべきと考えます。</p> <p>例えば、個人データに関する規律については、個人情報保護法等において AI システムに特有の規律を設けるのではなく、既存の個人情報保護法等に基づく個人データ一般に適用される拘束的な規律を前提としつつ、AI システムにおけるデータの利用に特有の部分について特別の規律が必要な場合は、非拘束的なガイドラインに基づき規律されることが妥当と考えます。</p>	
<p>p. 28 (3) 法的拘束力のある横断的な規制 第 2 段落</p>	<p>「AI を用いた特定の技術自体を義務的規制の対象とすべきではない。義務的な規制が必要な場合でも、意図しない領域にまで規制が及ばないように、AI の応用分野や用途について慎重に範囲を定めるべきである。」について、賛成します。</p> <p>その上で、プライバシー保護の観点から制限を加える趣旨の規制を設けようとする場合には、かかる規制の範囲がその運用によって過度に拡大されないよう、保護すべきプライバシーの内容と、かかるプライバシーを保護するために行うべきプライバシー影響評価の実施主体を含む実施のための具体的なガイドラインを示していただくことを要望します。</p>	<p>意図しない AI の応用分野、用途にまで規制が及ばないようにすると意図をもって慎重に検討されて定められた規制が、その運用の過程で規制の範囲が拡大解釈されることを懸念します。</p> <p>また、同一の応用分野や用途であったとしても、個人データの取得の方法や告知・同意の取り方等によってはプライバシー侵害が惹起するおそのれ程度が変動し、許容され得ることもあり得ます。従って、特定の応用分野や用途の種別に該当することのみを理由として、将来の更なる技術発展が期待され得る AI について規制が行われるおそれがあるとして企業が技術開発を躊躇することのないよう、公に認められたプライバシー</p>

		影響評価を行った結果に基づき客観的に規制適用の有無が判断できることが望ましいと考えます。
同上	「市街地のいたるところに設置されたカメラによって不特定多数の行動を監視する場合には、防犯という正当な目的であっても、プライバシーの保護の観点から制限を加える必要がある」において、「制限を加える」ではなく、例えば、「プライバシー保護の観点を踏まえつつ、革新的技術の利活用による社会的便益を阻害しないよう、その運用指針等を検討する必要がある」のような記載にとどめていただくことを希望します。	一定のルールは必要ですが、制限ありきではなく、運用で回避できる内容であれば、その可能性を前提に議論すべきと考えます。
p. 29	このガイドラインの利用を促進するために、利用することによるビジネス上の意義を周知したり、利用することが利益につながるようなメカニズムを導入したりする等のインセンティブに賛成します。 AI システムの政府調達時におけるインセンティブ設定の提案が紹介されていますが、そのほかにも、事業者同士のサプライチェーンにおける誘導も望ましく、例えば、AI ベンダ選定時の確認項目として「AI ベンダ自身が適切な AI 指針を定め、運用していること」といった指標を例示してはどうでしょうか。 ただし、AI 活用により日本の産業界を育成していく観点からは、AI ガバナンス	(意見内容に含む)

	<p>スを高度に推進している一部の事業者 だけしか達成できないような、あまり に高度な指標は好ましくないことも付 記すべきと考えます。</p>	
--	---	--

以上